

豊田市土地改良事業補助金等交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に基づき、土地改良事業等（別表1の事業名欄に定める事業をいう。以下同じ）に要する経費について予算の範囲内において、土地改良区その他の者に交付する補助金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

(3) その他相当の反対給付を受けない給付金であって市長の定めるもの。

2 この要綱において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務または事業をいう。

3 この要綱において「補助事業者等」とは、補助事業の交付決定の通知を受け、補助事業等を行う者をいう。

4 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 国営事業 国が、主体となって行う土地改良事業

(2) 県営事業 県が、主体となって行う土地改良事業

(3) 団体営事業 土地改良区等が、主体となって行う土地改良事業

(4) 単県事業 国の補助なしに県が単独で補助をする土地改良事業

(5) 単市事業 国及び県の補助なしに、市が単独で補助をする土地改良事業

(補助金交付の目的)

第3条 この要綱による補助金の交付は、市街化区域以外の農地の総合的な開発、保全及びその利用の高度化に資するとともに産業経済の発展を図り、合理的な農業の経営の確立を図ることを目的とする。

(補助対象事業、採択基準及び補助率)

第4条 第1条に規定する土地改良事業等の採択基準及び補助率の上限は、市長が特別に定めた場合を除き別表1の当該各欄に定めるとおりとする。

(補助金等の交付申請)

第5条 補助金等の交付申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書 県営事業 (様式第9号の1)

団体営事業 (様式第9号の2・様式第9号の3)

単県事業 (様式第9号の3)

単市事業 (様式第9号の3)

(2) 収支予算書抄本 [当該事業のみの事業費内訳]

県営事業	(様式第8号の1)
団体営事業	(様式第8号の2)
単県事業	(様式第8号の3)
単市事業	(様式第8号の3)

(3) 事業実施位置図

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付申請の期日)

第6条 前条に定める交付申請は、事業着手日までに行わなければならない。ただし、別に期日を定めたときはその期日までとする。

(端数処理)

第7条 補助金等の額の決定にあたっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、特別の定めがある場合はこの限りでない。

(交付の決定通知)

第8条 市長は、補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し必要に応じ実態調査等を行い、補助金等の交付を適当と認めたときは、補助金等の交付を決定し、補助金等交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知しなければならない。この場合において、市長は補助金等交付の目的を達成するため必要と認めたときは条件を付することができる。

(補助金等の交付申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付決定の通知を受けた補助事業者等が、当該通知にかかる補助金等の交付の決定の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出して申請の取下げをすることができる。この場合においては当該補助金等の交付の決定がなかったものとみなす。

(事業計画内容の変更等)

第10条 補助事業者等は、補助事業等を次項に定める変更、又は中止若しくは廃止しようとする場合には、事業承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する補助事業等の変更について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない変

更は、別表2に定めるとおりとする。

3 市長は、前項の変更について承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(変更、中止及び廃止決定通知)

第11条 市長は、前条第1項の規定により当該補助金等の交付の変更、中止及び廃止を承認したときは、補助金等変更(中止・廃止)決定通知書(様式第4号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(遂行状況の報告)

第12条 市長は、補助事業等を適正に執行させるため必要に応じ補助事業者等に補助事業等の遂行についての状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(事業遅延の報告及び指示)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業等遂行が困難となった場合は、事業遂行状況報告書(様式第5号)を速やかに市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第14条 補助事業者等は補助事業等が完了したときは、完了の日から起算して14日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、土地改良事業実績報告書(様式第6号の1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書 県営事業 (様式第9号の1)
- 団体営事業 (様式第9号の2・様式第9号の3)
- 単県事業 (様式第9号の3)
- 単市事業 (様式第9号の3)

- (2) 収支予算書抄本 [当該事業のみの事業費内訳]
- 県営事業 (様式第8号の1)
- 団体営事業 (様式第8号の2)
- 単県事業 (様式第8号の3)
- 単市事業 (様式第8号の3)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項によるほか、別表1の1かんがい排水事業、3農道整備事業、5機械揚水事業、11用水機維持管理事業及び12農地干害応急対策事業にあつて第5条により補助金等交付申請書を提出する時点ですでに事業が完了している場合は、土地改良事業補助金等交付申請書(実績報告書)(様式第6号の2、第6号の3、第6号の4)による交付申請、実績報告とすることができる。

ただし、かんがい排水事業、農道整備事業、機械揚水事業の補助対象事業費については、市の積算金額を上限とする。

3 補助事業者等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(様式第11号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金等の交付)

第16条 市長は、土地改良事業実績報告書及び土地改良事業補助金等交付申請書(実績報告書)が提出されたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第10号の1、様式第10号の2)により当該申請者に通知した後に交付するものとする。

2 市長は、補助事業者等が補助金等交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず補助金等の全部または一部を概算払い若しくは前金払いすることができるものとする。

3 補助事業者等は概算払い又は前金払いを受けようとするときは、補助金等概算払・前金払申請書(様式第7号の1、第7号の2、第7号の3)及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の備え付け)

第17条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(検査等)

第18条 市長は、補助事業者等に対して補助事業等に関し必要な指示をし、報告を求め又は検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第19条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 関係法令及びこの要綱の規定並びに補助金等交付の決定に付した条件並びに市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金等を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業等の内容を変更し、又は事業等を中止し、若しくは廃止したとき。

(4) 補助事業等に関する申請、報告及び施行等について不正な行為があったとき。

(5) 決算額が補助基本額に比し減少したとき。

(6) その他補助金等の運用を不相当と認めるとき。

(書類の提出)

第20条 この要綱により市長に提出する書類はそれぞれ一通とする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成39年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金等の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

土地改良事業の採択基準及び補助率

事業名	採択基準	区分	補助率(上限%)	備考
1 かんがい排水事業	農業用の用排水施設の新設、管理、廃止又は変更の事業。 単市は、小規模な用排水施設の修繕・改廃及び浚渫の事業であって事業費が10万円以上のもの。	単 県	一般地区 事業費の25 (県補助金を差引いた額)	()内は、1.排水路で集水面積の内、住宅地面積の比が10%以上又は、農地以外の面積が50%以上のもの。 2.市関連の開発事業等により、国道、県道又は市道に付替えがなされた水路施設 修繕は緊急修繕工事も含む。 []内は、山村振興営農環境整備事業。
			中山間地区 事業費の35 [事業費の25] (県補助金を差引いた額)	
		単 市	一般地区 事業費の85 (事業費の額)	
			中山間地区 事業費の95 (事業費の額)	
2 経営体育成基盤整備事業	ほ場整備型 農地につき行う区画整理事業。	県 営	分担金の11/22.5	
3 農道整備事業	農道の新設、改良等の事業。 農道の舗装・修繕等の事業。 県営及び団体営で建設された農道の特殊改良事業。 単市は、事業費が10万円以上のもの。	単 県	一般地区 県補助金を差引いた額	一般地区で幅員4m未満、中山間地区で幅員3m未満の農道で、公共用地及び土地改良区所有地の場合は10%、前記以外の用地の場合は20%の地元負担とする。 ただし、山村振興営農環境整備に係るものは、幅員3m未満の農道で、公共用地及び土地改良区所有地の場合は1/15、前記以外の用地の場合は2/15の地元負担とする。 舗装復旧は幅員に関係なく地元負担無しとする。
			中山間地区 県補助金を差引いた額	
		単 市	一般地区 事業費の額	
			中山間地区 事業費の額	
4 農業用施設安全対策事業	農業用施設に対する事故防止施設の新設、管理又は変更の事業のうち公共性及び緊急性が強いもの。単市は、事業費が10万円以上のもの。	単 県	事業費の35 (県補助金を差引いた額)	()内は、公共施設に隣接する場合。
		単 市	事業費の90 (事業費の額)	
5 機械揚水事業	機械揚水施設の新設、管理、廃止又は変更の事業。単市は10万円以上のもの。	単 県	事業費の7.5	機械揚水施設は固定施設に限る。
		単 市	事業費の92.5	
6 農村総合整備事業	農村集落生活環境事業で、農業振興地域内の日常生活及び農業生産の各般にわたり農業近代化と一体的に生活環境施設を整備することを相当とする事業。	単 県	県補助金を差引いた額	
7 緊急農地防災事業	排水施設整備事業は、農地、農業用施設等のたん水被害等を未然に防止するため、緊急に整備を要する排水機及び排水路等の新設又は改修。	単 県	県補助金を差引いた額	

8	土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱に基づく事業であって、施設の整備補修に係るもの。	団体営	分担金の50 (分担金の額) [分担金の75]	()内は、豊田市の所有施設の場合。 []内は、中山間地区における浚渫とする。
9	節水対策関連水路整備事業	農業用水の節水対策のために農業用水路を管水路化すると共に、末端給水栓等新設、改良する事業であって水系の利水者間で節水時の節水率等のルールが定められ他の利水以上に節水を行う農業用水域のもの。	単 県	事業費の25	
10	調査設計事業	国・県補助対象事業関連の計画調査設計。単市は事業費が10万円以上のもの。	単 市	事業費の額	
11	用水機維持管理事業	農業用の用水機場で、ポンプ口径50mm以上の用水機により一定地域のかんがいを行う事業、又は、農業用施設管理上必要な用水機であって、つぎの各号に掲げる経費。 (他事業で補助対象となっているものを除く。) 1 用水機の運転に要する光熱水費。 2 電気事業法(昭和39年法律第170号)の定めるところによる電気主任技術者に要する経費。 3 用水機場並びに関連施設管理に要する通信費。	単 県	事業費の30	
12	農地干害応急対策事業	用水確保のための恒久施設工事。 用水確保のための機械購入借入。	単 県	事業費の27.5	
		揚水機の運転。		事業費の30	燃料及び労務。
13	基盤整備促進事業	土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に次に掲げるもの。 1 現地仮復旧 2 機能回復を行う復旧工事 3 緊急応急工事	団体営	事業費の9 (国県補助金を差引いた額)	()内は、排水路で集水面積の内、住宅地面積の比が10%以上又は、農地以外の面積が50%以上のもの。
14	耕作放棄地再生利用緊急対策事業	附表1のとおり			
15	農業基盤整備促進事業	附表2のとおり			
16	農業用施設災害復旧事業	農地農業用施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく事業。事業費が10万円以上のもの。	単 市	事業費の額	公共用地及び土地改良区所有地で、関係戸数2戸以上の農業用施設
				事業費の82.5	一般地区 上記以外の施設で、関係戸数2戸以上の農業用施設。
				事業費の92.5	中山間地区 上記以外の施設で、関係戸数2戸以上の農業用施設。

17 農地災害復旧事業	農業用施設災害復旧事業に準ずる。事業費が10万円以上のもの。	単 市	事業費の90	耕作の目的に供されている土地で、現に耕作している土地。
			事業費の75	一般地区 上記以外の適正管理されている農地。
			事業費の85	中山間地区 上記以外の適正管理されている農地。

注1. この要綱における「一般地区」とは、挙母、高橋、上郷、高岡、猿投、保見の各地区、「中山間地区」とは、石野、松平、藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武の各地区をいう。

注2. 「排水路」は、用排兼用排水路を含む。

注3. 土地改良区が実施する、かんがい排水事業、農道整備事業、機械揚水事業、農村総合整備事業、緊急農地防災事業、農業用施設災害復旧事業、農地災害復旧事業は、事務費として工事請負費の3.5%を、工事費補助に付加して補助する。

別表 2 事業計画内容の変更で予め承認を必要とする場合

<p>(1) 補助金等交付決定額に影響（事業費の2割を超える）のある対象事業費の増減</p> <p>(2) 施工箇所又は大幅な工事内容の変更</p>
--

附表 1

耕作放棄地再生利用緊急対策事業補助率一覧表

(単位 %)

豊田市 (対象事業名)	採択基準	区分	補助率	備考
かんがい排水事業	かんがい排水事業に準ずるもの。	団体営	<p>一般地区 事業費の25% (国及び県の補助金を差し引いた額)</p> <p>中山間地区 事業費の35 [事業費の25] (国及び県の補助金を差し引いた額)</p>	<p>()内は、排水路で集水面積の内、住宅地面積の比が10%以上又は、農地以外の面積が50%以上のもの。 修繕は緊急修繕工事も含む。 []内は、山村振興営農環境整備事業</p>
農道整備事業	農道整備事業に準ずるもの	団体営	<p>一般地区 補助金を差し引いた額</p> <p>中山間地区 補助金を差し引いた額</p>	<p>一般地区で幅員4m未満、中山間地区で幅員3m未満の農道で、公共用地及び土地改良区所有地の場合には10%、前記以外の用地の場合には20%の地元負担とする。 ただし、山村振興営農環境整備に係るものは、幅員3m未満の農道で、公共用地及び土地改良区所有地の場合には1/15、前記以外の用地の場合には2/15の地元負担とする。 舗装復旧は幅員に関係なく地元負担無しとする。</p>

※豊田市に所在する土地改良区が実施する耕作放棄地再生利用緊急対策事業には、事務費として工事請負費の3.5%を、工事費補助に付加して補助する。

附表 2

農業基盤整備促進事業補助率一覧表

(単位 %)

豊田市 (対象事業名)	採択基準	区分	補助率	備考
かんがい排水事業	かんがい排水事業に準ずるもの。	団体営	<p>一般地区 事業費の25% (国及び県の補助金を差し引いた額)</p> <p>中山間地区 事業費の35 [事業費の25] (国及び県の補助金を差し引いた額)</p>	<p>()内は、排水路で集水面積の内、住宅地面積の比が10%以上又は、農地以外の面積が50%以上のもの。 修繕は緊急修繕工事も含む。 []内は、山村振興営農環境整備事業</p>
農道整備事業	農道整備事業に準ずるもの	団体営	<p>一般地区 補助金を差し引いた額</p> <p>中山間地区 補助金を差し引いた額</p>	<p>一般地区で幅員4m未満、中山間地区で幅員3m未満の農道で、公共用地及び土地改良区所有地の場合は10%、前記以外の用地の場合は20%の地元負担とする。 ただし、山村振興営農環境整備に係るものは、幅員3m未満の農道で、公共用地及び土地改良区所有地の場合は1/15、前記以外の用地の場合は2/15の地元負担とする。 舗装復旧は幅員に関係なく地元負担無しとする。</p>

※豊田市に所在する土地改良区が実施する農業基盤整備促進事業には、事務費として工事請負費の3.5%を、工事費補助に付加して補助する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年度 土地改良事業補助金等交付申請書

豊田市長様

		発第 号		
		令和	年	月 日
1 申請者	所在地 フリガナ 名称 フリガナ 代表者氏名 生年月日 年 月 日生 電話番号			
2 事業名				
3 地区名				
4 補助対象事業費	金	円		
5 補助金等交付申請額	金	円		

*添付書類

(1) 事業計画書

様式第9号の1 [県営]、様式第9号の2 [団体営]、様式第9号の3 [単県・単市]

(2) 収支予算書抄本 [該当事業のみの事業費内訳]

様式第8号の1 [県営]、様式第8号の2 [団体営]、様式第8号の3 [単県・単市]

(3) 位置図

[全事業共通]

様式第2号（第8条関係）

令和 年度 土地改良事業補助金等交付決定通知書

令和 年 月 日 付けで申請のあった
事業について下記のとおり交付決定します。

豊農整発第 号
令和 年 月 日

1 申請者	所在地 名称 代表者氏名 様
2 事業名	
3 地区名	
4 補助金等交付決定額	金 円
令和 年 月 日 豊 田 市 長	

*補助金等交付の条件は、次のとおりとします。

補助事業者等は、この補助事業等及び補助金等に関する関係法令並びに豊田市土地改良事業補助金等交付要綱に従わなければなりません。

様式第3号（第10条関係）

令和 年度 土地改良事業補助金等変更（中止・廃止）承認申請書

豊 田 市 長 様

令和 年 月 日 豊農整発第 号
で決定通知のありました事業について、事業を変更
（中止・廃止）したいので申請します。

発第 号
令和 年 月 日

1 申請者	所在地 フリガナ 名称 フリガナ 代表者氏名 生年月日 年 月 日生 電話番号
2 事業名	
3 地区名	
4 補助対象事業費	変更前 金 円 ----- 変更後 金 円
5 補助金等交付申請額	変更前 金 円 ----- 変更後 金 円
6 補助金等増減額	金 円の増額・減額の申請
7 変更（中止・廃止）の理由	

*添付書類

- 事業計画書
様式第9号の1 [県営]、様式第9号の2 [団体営]、様式第9号の3 [単県・単市]
- 収支予算書抄本 [該当事業のみの事業費内訳]
様式第8号の1 [県営]、様式第8号の2 [団体営]、様式第8号の3 [単県・単市]
- 位置図

[全事業共通]

様式第4号（第11条関係）

令和 年度 土地改良事業補助金等変更（中止・廃止）決定通知書

		豊農整発第 号 令和 年 月 日
1 申請者	所在地 名称 代表者氏名 様	
2 事業名		
3 地区名		
4 既決補助金等の額	金	円
5 補助金等増減額	金	円の増額・減額決定
6 補助金等決定額	金	円
7 変更（中止・廃止）の理由		
令和 年 月 日 豊田市長		

*条件（事業変更の場合のみ）

- （1） 変更の対象となる事業内容は、事業（変更）承認申請書に記載されたとおりとします。
- （2） 令和 年 月 日付豊農整発第 号で通知の条件に従わなければなりません。

様式第5号（第13条関係）

令和 年度 土地改良事業遂行状況報告書

豊田市長様

令和 年 月 日 付豊農整発第 号 発第 号
で承認を受けた事業について、報告します。 令和 年 月 日

1 申請者	所在地 フリガナ 名称 フリガナ 代表者氏名 生年月日 年 月 日生 電話番号																																												
2 事業名																																													
3 地区名																																													
4 事業実施（遂行）状況	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">工区名</th><th colspan="2">計画</th><th colspan="2">出来高</th><th rowspan="2">進捗率</th><th colspan="2">残高</th></tr><tr><th>事業量</th><th>事業費</th><th>事業量</th><th>事業費</th><th>事業量</th><th>事業費</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>							工区名	計画		出来高		進捗率	残高		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費																								
工区名	計画		出来高		進捗率	残高																																							
	事業量	事業費	事業量	事業費		事業量	事業費																																						
5 事業遅延理由																																													
6 事業遂行計画																																													
7 完了年月日	令和 年 月 日																																												
8 備考																																													

[全事業共通]

様式第6号の1 (第14条第1項関係)

令和 年度 土地改良事業補助金等実績報告書

豊田市長様

		令和	年	月	日	発第	号	
1	申請者	所在地 フリガナ 名称 フリガナ 代表者氏名 生年月日 年 月 日生 電話番号						
2	事業名							
3	地区名							
4	補助対象事業費	交付決定	金				円	
		実績報告	金				円	
5	補助金等交付決定額		金				円	
6	補助金等実績報告額		金				円	
7	交付決定額の増減率	$(\text{報告額} / \text{決定額} - 1) \times 100$						%
8	補助金等交付決定通知	令和	年	月	日	豊農整第	号	
		令和	年	月	日	豊農整第	号	
9	今回請求額	金		円	10	既受領額	金 円	

*添付書類

- 事業実績書
様式第9号の1 [県営]、第9号の2 [団体営]、第9号の3 [単県・単市]
- 収支精算書抄本 [該当事業のみの事業費内訳]
様式第8号の1 [県営]、第8号の2 [団体営]、第8号の3 [単県・単市]
- 契約書の写し
- 工事完了報告書の写し
- 検査調書の写し
- 県営事業の場合は、県からの通知及び納入通知書等の写し

[交付決定済事業用]

様式第6号の2（第14条第2項関係）

令和 年度 土地改良事業補助金等交付申請書（実績報告書）

豊 田 市 長 様

		発第 号	
		令和	年 月 日
1 申請者	所在地 フリガナ 名称 フリガナ 代表者氏名 生年月日 年 月 日生 電話番号		
2 事業名			
3 地区名			
4 補助対象事業費	金	円	
5 補助金等交付申請額	金	円	

*添付書類

- (1) 事業計画書（様式第9号の3）
- (2) 収支精算書抄本（様式第8号の3）
- (3) 契約書の写し
- (4) 工事完了報告書の写し
- (5) 検査調書の写し

(注) この様式は、緊急修繕工事で要綱別表1の1かんがい排水事業（単市）、4農道整備事業（単市）又は7機械揚水事業（単市）で、既に事業が完了している場合に限り使うことができます。

様式第6号の3（第14条第2項関係）

令和 年度 土地改良事業補助金等交付申請書（実績報告書）

豊 田 市 長 様

		発第 号	
		令和	年 月 日
1 申請者	所在地 フリガナ 名称 フリガナ 代表者氏名 生年月日 年 月 日生 電話番号		
2 事業名			
3 地区名			
4 補助対象事業費	金		円
5 補助金等交付申請額	金		円

*添付書類

- (1) 事業の内容及び経費の配分（県へ提出のもの）
 - (2) 収支精算書抄本（様式第8号の3）
 - (3) 領収書等の写し
 - (4) 検査調書の写し、またはしゅん功検査調書（県へ提出のもの）
 - (5) 県からの割当調書の写し
 - (6) 位置図
- (注) この様式は、単独土地改良（機械揚水）事業、単独土地改良（用水機維持管理）事業又は単独土地改良（排水機維持管理）事業で、既に事業が完了している場合に限り使うことができます。

様式第6号の4（第14条第2項関係）

令和 年度 土地改良事業補助金等交付申請書（実績報告書）

豊 田 市 長 様

	発第 号 令和 年 月 日
1 申請者	所在地 フリガナ 名称 フリガナ 代表者氏名 生年月日 年 月 日生 電話番号
2 事業名	
3 地区名	
4 補助対象事業費	金 円
5 補助金等交付申請額	金 円

*添付書類

- (1) 収支精算書抄本（様式第8号の3）
 - (2) 農地干害応急対策事業団地別一覧表（県へ提出のもの）
 - (3) 領収書等の写し
 - (4) 県からの割当調書の写し
 - (5) 位置図
- (注) この様式は、農地干害応急対策事業で、既に事業が完了している場合に限り使うことができます。

様式第7号の1 (第16条第3項関係)

令和 年度 土地改良事業補助金等概算払・前金払申請書

豊田市長様

令和 年 月 日 豊農整発第 号で
補助金等交付決定通知のありました事業について、事業
を遂行するため必要がありますので、概算払によって交
付してください。

発第		号	
令和	年	月	日

1 申請者	所在地 フリガナ 名称 フリガナ 代表者氏名 生年月日 年 月 日生 電話番号
2 事業名	
3 地区名	
4 概算払請求額	金 円

記

事業名 地区名	区分	年間計画額 (通知済額)				分担金	分担金等請求内訳			
		事業費	分担金				既受領額	今回 通知額 (F) X (G) (E)	負担 割合 (G)	残額 (H)
			総額 (a)	市補助金 (b)	改良区費 (c)					
	工事費	円	円	円	円	市補助金	円	円	%	円
	事務費					改良区費				
計			(A)	(B)	(C)	計	(D)	(F)		(A-D-F)

*請求金額

県からの納入通知のあった額における分担すべき額

*添付書類

- (1) 県からの分担金決定通知書及び納入通知書の写し
- (2) 請求書

[県営用]

様式第7号の2 (第16条第3項関係)

令和 年度 土地改良事業補助金等概算払・前金払申請書

豊田市長様

令和 年 月 日 豊農整発第 号で
補助金等交付決定通知のありました事業について、事業
を遂行するため必要がありますので、概算払によって交
付してください。

発第		号	
令和	年	月	日

1 申請者	所在地 フリガナ 名称 フリガナ 代表者氏名 生年月日 年 月 日生 電話番号
2 事業名	
3 地区名	
4 概算払請求額	金 円

記

事業名 地区名	区分	年間計画額 (通知済額)		同左 補助金 の9割 相当額	補助金等請求内訳					
		事業費	補助金 (A)		既受領額		今回請求額		残 額	
					金額 (C)	出来高 (D)	金額 (E)	出来高 (F)	金額 (A)- [(C)+(E)]	月日 までの 予定 出来高
	工事費	円	円	円	円	%	円	%	円	%
	事務費									
計										

* 請求金額(E)

(B) × (F) ただし、千円未満切捨て

* 添付書類

(1) 出来高調書の写し

(2) 請求書

様式第7号の3 (第16条第3項関係)

令和 年度 土地改良事業補助金等概算払・前金払申請書

豊田市長様

令和 年 月 日 豊農整発第 号で
補助金等交付決定通知のありました事業について、事業
を遂行するため必要がありますので、概算払によって交
付してください。

発第 号
令和 年 月 日

1 申請者	所在地 フリガナ 名称 フリガナ 代表者氏名 生年月日 年 月 日生 電話番号
2 事業名	
3 地区名	
4 概算払請求額	金 円

記

事業名 地区名	区分	年間計画額 (通知済額)		同左 補助金 の9割 相当額 (B)	補助金等請求内訳					
		補助対象 経費	補助金 (A)		既受領額		今回請求額		残 額	
					金額 (C)	出来 高 (D)	金額 (E)	出来 高 (F)	金額 (A)- [(C)+(E)]	月 日 ま で 予 定 出 来 高
	事業費	円	円	円	円	%	円	%	円	%
	市助 単事 独務 補費									
計										

* 請求金額(E)
(B) × (F) ただし、千円未満切捨て

- * 添付書類
(1) 出来高調書の写し
(2) 請求書

様式第8号の1（第5、10、14条関係）

令和 年度 土地改良事業収支予算・精算書

事業名 県営

地区名

収 入

単 位

区 分		総 額	実 施 計 画			備 考
			本 年 度	前年度まで	翌年度以降	
分 担 金 等	国 費					
	県 費					
	市費補助金 (分担金)					
	小 計					
改 良 区 等 負 担 金	賦 課 金					
	借 入 金					
	小 計					
合 計						

支 出

区 分	総 額	実 施 計 画			備 考
		本 年 度	前年度まで	翌年度以降	
合 計					

- ・実施計画の額は、改良区の年計画額を記入してください。
- ・区分は改良区等において定めた予算書の項目並びに金額を抜粋したものを記入してください。
- ・単年度事業の場合は、実施計画欄に記入する必要はありません。

[県営用]

様式第8号の2（第5、10、14条関係）

令和 年度 土地改良事業収支予算・精算書

事業名

地区名

収 入

区 分		総 額	実 施 計 画			備 考	
			本 年 度	前年度まで	翌年度以降		
分担金等	国 費						
	県 費						
	市費補助金	事業費補助					
		事務費補助					
	計						
小 計							
改良区等負担金	賦 課 金						
	借 入 金						
	小 計						
合 計							

支 出

区 分		総 額	実 施 計 画			備 考
			本 年 度	前年度まで	翌年度以降	
事業費						
	小 計					
市単独補助事務費						
	小 計					
合 計						

- ・実施計画の額は、改良区の年計画額を記入してください。
- ・区分は改良区等において定めた予算書の項目並びに金額を抜粋したものを記入してください。
- ・単年度事業の場合は、実施計画欄に記入する必要はありません。

[団体営用]

様式第8号の3 (第5、10、14条関係)

令和 年度 土地改良事業収支予算・精算書

事業名

地区名

収 入

区 分		総 額	実 施 計 画			備 考
			本 年 度	前年度まで	翌年度以降	
分担金等	県 費					
	市費補助金					
	事業費補助					
	事務費補助					
	計					
	小 計					
改良区等負担金	賦 課 金					
	借 入 金					
	小 計					
合 計						

支 出

区 分		総 額	実 施 計 画			備 考
			本 年 度	前年度まで	翌年度以降	
事業費						
	小 計					
市単独補助事務費						
	小 計					
合 計						

- ・実施計画の額は、改良区の年計画額を記入してください。
- ・区分は改良区等において定めた予算書の項目並びに金額を抜粋したものを記入してください。
- ・単年度事業の場合は、実施計画欄に記入する必要はありません。

[単県・単市用]

様式第9号の1（第5、10、14条関係）

令和 年度 土地改良事業事業計画・実績書

事業名 県営

地区名

事業の概要

項 目	全体計画	施 行 済	本年度計画	残 事 業
事 業 費				
事業量及び 工事の概要				
期 間	着手 令和 年 月 日 ・完了 令和 年 月 日			
受益面積	h a		受 益 者	名

本年度補助対象事業費の内訳

項 目	工 事 費	事 務 費	そ の 他	合 計	
全 体					
負 担 区 分	国 費				
	県 費				
	分担金				
	内 訳	市補助金			
		改良区費			

(事業費等についての特記事項)

[県営用]

様式第9号の2（第5、10、14条関係）

令和 年度 土地改良事業事業計画・実績書

事業名 団体営

地区名

期 間	着手 令和	年	月	日・完了	令和	年	月	日
受益面積	h a			受益者	名			
事業施行目的								
費 目	全 体		本 年 度		前年度まで		翌年度以降	
計								
事業の概要								

* 注意事項 上欄に事業費、下欄に事業量を記入してください。

[団体営用]

様式第9号の3（第5、10、14条関係）

令和 年度 土地改良事業事業計画・実績書

事業名	受益面積 ha	地区名	事業量 m	事業費 (A)=(a)+(b)+(c) 円	事業費の内容			市単独補助事務費 (B) 円	補助対象 事業費 (A)+(B) 円	工事内容	期間
					工事請負費等 (a) 円	工事雑費 (b) 円	測量試験費 (c) 円				
											着手令和 年 月 日 完了令和 年 月 日
											着手令和 年 月 日 完了令和 年 月 日
											着手令和 年 月 日 完了令和 年 月 日
											着手令和 年 月 日 完了令和 年 月 日
											着手令和 年 月 日 完了令和 年 月 日
											着手令和 年 月 日 完了令和 年 月 日
											着手令和 年 月 日 完了令和 年 月 日
											着手令和 年 月 日 完了令和 年 月 日
											着手令和 年 月 日 完了令和 年 月 日
											着手令和 年 月 日 完了令和 年 月 日
											着手令和 年 月 日 完了令和 年 月 日
計											

[単県・単市用]

様式第10号の1（第16条関係）

令和 年度 土地改良事業補助金等確定通知書

令和 年 月 日 付けで実績報告のあった事業について、豊田市土地改良事業補助金等交付要綱第1条第1項の規定により、下記のとおり補助金等の額を確定したので、通知します。

豊農整発第 号
令和 年 月 日

1 申請者	住所 氏名 様
2 事業名	
3 地区名	
4 補助金等交付決定額	金 円
令和 年 月 日 豊 田 市 長	

[第14条第1項用]

様式第10号の2（第16条関係）

令和 年度 土地改良事業補助金等
交付決定兼確定通知書

令和 年 月 日 付けで実績報告のあった
事業について、豊田市土地改良事業補助金等交付要綱第1
条第1項の規定により、下記のとおり補助金等の額を確定
したので、通知します。

豊農整発第 号
令和 年 月 日

1 申請者	住所 氏名 様
2 事業名	
3 地区名	
4 補助金等交付決定額	金 円
令和 年 月 日 豊 田 市 長	

[第14条第2項用]